

令和8年2月19日

開会 午前10時00分

○議長（傳刀健君） おはようございます。

ただいまから、令和8年北アルプス広域連合議会2月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

会議の途中でありますが、ここで10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時10分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

連合長、副連合長、監査委員及び所定の職員は、虹の家事務長を除いて全員出席しております。

以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（傳刀健君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、広域連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、8番 横澤はま議員、9番 薄井孝彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（傳刀健君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本2月定例会の会期等議会運営につきましては、去る2月10日に議会運営委員会を開催
願い、ご審議願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めることといたします。

議会運営委員長。

[議会運営委員長（大和田耕一君）登壇]

○議会運営委員長（大和田耕一君） おはようございます。

去る2月10日に議会運営委員会を開催し、本2月定例会の会期日程等について審議を
しておりますので、審議の概要についてご報告をいたします。

本定例会の会期日程案は、本日2月19日と明日20日の2日間であります。

本定例会に付議されております案件は、報告案件4件、条例案件1件、予算案件8件の計
13件でございます。

各議案につきましては、委員会に付託し、委員会審査を経て委員長報告、質疑、討論を行
い、採決を行うことといたします。

また、20日の本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。

議会運営委員会では、これを了承しております。

審議の概要は以上であります。

○議長（傳刀健君） ただいまの議会運営委員長報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日2月19日と2月20日の2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、2日間と決定をいたしました。

日程第3 広域連合長あいさつ

○議長（傳刀健君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。

本日、ここに広域連合議会2月定例会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

この度の総選挙では、与党の勝利により、高市内閣が引き続き政権を担うこととなり、公約の物価高騰対策をはじめ、積極的な経済運営を期待するとともに、現在、地方自治体が直面しております、人口減少対策と地域福祉への支援にも目を配り、しっかり取り組んでいただくことを心から期待いたします。

はじめに、国における令和8年度地方財政計画につきましては、現時点において閣議決定に至っておりませんが、地方団体が安定的な財政運営を図るために必要な一般財源総額を、6兆7,078億円とし、本年度と比較して3兆7,364億円の増額となりました。このうち地方交付税につきましては1兆2,274億円、6.5パーセント増の2兆1,848億円となり、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費に加え、いわゆる教育無償化に係る地方自治体の負担増が見込まれる中、地方自治体が行政サービスを安定的に提供できますよう、本年度を大幅に上回る増額が図られたところでございます。

また、県の新年度予算案は、昨年10月に予算編成方針が公表され、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の基本目標である、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の着実な推進に向け、生産性の向上、人材確保等を通じた産業の競争力強化などを、重点項目に位置付け編成され、一般会計予算の総額は、前年度比5.3パーセント増の1兆658億円と、過去2番目の規模となりました。

5か年計画に盛り込まれております北アルプス地域計画には、観光や農林業の振興、移住・定住の促進など、様々な施策が掲げられており、広域連合としましても、施策の展開に

当たり構成5市町村とともに、地域振興局をはじめ、県とのいっそうの連携を図り、施策の推進に努めてまいります。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路につきましては、長野、新潟両県のそれぞれの区間で整備の進捗が図られており、地域高規格道路の要件を満たす基準で建設が進められた、小谷村雨中・月岡バイパスにつきましては、昨年11月16日に供用開始となりました。また、大町市街地区間につきましては、令和6年1月に100メートル幅の最適ルート帯が決定され、更に昨年12月には、10メートル幅のルート線及び道路構造等の計画案につきまして、沿道地区において、8回に亘り説明会が開催されたところであります。

松本糸魚川連絡道路は、観光をはじめ圏域の様々な産業の振興発展とともに、圏域住民の日常生活の利便性向上を図る「地域を育む道」であり、更には、救急搬送や災害時における緊急輸送路としての「命をつなぐ道」でもあります。広域連合としましても、この松本糸魚川連絡道路の事業化促進に向けて、関係団体とともに積極的に取り組んでまいります。

広域連合の新年度予算につきましては、市町村財政担当課長で構成する幹事会や副市町村長会議において精査した上、正副連合長会議における協議を経て編成いたしました。

一般会計予算は、総額で26億2,389万円余、前年度比12.1パーセントの増となり、また、特別会計におきましては、4会計で総額79億741万円余を計上しており、前年度比0.6パーセントの増となっております。

以下、当面する主な事業の取組み状況と新年度の施策の概要につきまして、順次、ご説明申し上げます。

はじめに、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

本年度から2カ年に亘り建設を予定しております、一般廃棄物最終処分場、大町市グリーンパーク第3期工事につきましては、昨年の議会11月定例会におきまして、工事請負契約の締結についてご議決いただき、現在、本格的な工事着手に向け、準備を進めているところであります。竣工は来年3月を予定しており、今後も関係者と十分協議を重ね、円滑な工事の推進に取り組んでまいります。

北アルプスエコパークにつきましては、長期包括運営管理委託業務に基づき、受託者の荏原・テスコ特定業務委託共同企業体が、引き続き安全かつ継続的な施設の運転管理に努めております。昨年4月から12月までの可燃ごみ搬入量は、大町市4,975トン、白馬村2,203トン、小谷村492トンの合計7,670トンとなっており、前年同期と比べ87トン、1.1パーセントの減となり、1日当たりの焼却量は31.0トンとなりました。

資源物などにつきましては、大町リサイクルパーク、北アルプスエコパーク及び白馬リサイクルセンターにおいて、適正に処理されておりますほか、昨年4月から始まったプラスチック製品も、住民の皆様にご理解いただき、順調に回収が進んでおります。

また、昨年4月に開所しました白馬リサイクルプラザの利用状況につきましては、リユース品の持ち込みと持ち帰りを合わせ、12月までの9カ月間で延べ2,151人、1日当たり11.6人の方に利用いただいております。

今後ごみの減量化とリサイクルの促進を図るとともに、引き続き、ごみ処理広域化の推進に努め、3市村との連携の下、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んでまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

昨年中の火災件数は、前年より3件多い26件となりました。このうち建物火災が13件と最も多く、残念ながら亡くなられた方が2人、負傷された方が2人となっております。

また、昨年の議会11月定例会におきまして、関係条例をご議決いただきました「林野火災注意報・警報」につきましては、本年1月1日より運用を開始しております。年頭から全国各地で大規模な林野火災等が発生している状況を踏まえ、引き続き、あらゆる媒体を活用して火災予防の広報に努め、防火意識の啓発を図るとともに、住民参加型の防災訓練や、各市町村消防団との合同訓練などを積極的に実施し、地域の防火、防災力の向上に力を尽くしてまいります。

救急出動件数は4,070件で、前年より143件増加し、過去最多となりました。これは、昨シーズンの豊富な降雪を背景に、当圏域を訪れる観光客が増加したことにより、スキー場におけるけが人や急病での搬送が増加したことが、主な要因と考えております。今後も、迅速かつ的確な救急活動を実施するとともに、医療機関との連携の下、ドクターヘリやドクターカーを効果的に活用し、引き続き、圏域住民や観光客の安全確保に努めてまいります。

なお、本年度実施いたしました、デジタル無線回線制御装置及び、南部消防署に配備の水槽付き消防ポンプ自動車の更新につきましては、昨年12月末をもって、いずれも滞りなく完了しております。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

本年度4月から12月までの施設入所の利用者数は、延べ11,006人となり、1日平均40.0人の利用状況となりました。稼働率は95.2%となり、昨年度同期の93.4%と比較して1.8ポイント上昇しており、経営の効率化を目的とした規模縮小について、一定の効果があつたものと考えております。通所リハビリの利用者数は延べ3,800人となり、1日平均20.6人となりました。

なお、今後の虹の家の運営の在り方につきましては、本日の本会議に先立ち開催されました議会全員協議会におきまして、これまでも議会一般質問におけるご答弁等で説明してまいりましたとおり、第9期介護保険事業計画期間内に廃止を含め終期を定める方針としつつ、現在、運営に関心を示していただいております民間社会福祉法人と鋭意進めてまいりました、これまでの課題の整理と検討、協議の経過をご説明申し上げたところでございます。

今後も、利用者の皆様や地域への影響に十分配慮し、地域住民のご要望を重く受け止め、虹の家の機能や役割を将来に継承していくため、最終的な判断に向けた民間法人との検討、協議に全力で取り組んでまいります。

引き続き議員各位のご理解、ご協力をいただき、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業について申し上げます。

第9期介護保険事業計画は、まもなく中間年である2年目が経過いたします。本年度の保険給付の状況は、会計年度の単位であります、昨年3月の利用分から直近の11月の利用までの9カ月につきましては、当初予算に対し75.1パーセントの執行率となり、概ね計画どおりの進捗状況となっております。

当圏域の昨年10月1日における65歳以上の人口は20,208人で、前年と比較し168人減少しており、高齢化率は38.0パーセント、横ばいで推移しておりますが、一方で75歳以上の人口につきましては、団塊世代の方々が後期高齢者となっており、277人増加しております。

また、介護サービスを主に利用される要介護と要支援認定者数は、昨年9月末時点において3,506人で、事業計画の見込み数と比較して4人上回るに止まっており、ほぼ計画ど

おりに推移しております。今後は、団塊の世代の高年齢化により、要介護等の認定者数も緩やかに増加するものと想定しており、介護給付費の増加と、これに伴う介護保険料水準の上昇を抑制するため、介護予防とともに、高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの深化に向け、圏域市町村と連携して事業の推進に努めてまいります。

第9期事業計画に位置付けております、介護サービス基盤の整備につきましては、公募しておりました認知症グループホーム及び、介護医療院については応募がなく、これにより基盤の整備は、昨年度公募に基づき決定しました、特別養護老人ホームの増床5床と、ショートステイから施設入所へ転換の6床に止め、他の施設整備は見送ることとし、次期の第10期介護保険事業計画において、改めて検討することといたしました。

さて、新年度は第10期事業計画の策定年となりますが、国では、社会保障審議会の介護保険部会において、「介護人材の確保と職場環境の改善・生産性向上、経営改善への支援」、また、「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」などの課題に対し、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた検討を進めております。

これら国の示す介護保険の方向性は、介護保険事業計画の策定に大きな影響を及ぼしますことから、今後も注意深く情報の収集に努め、圏域住民の皆様が、住み慣れたこの地域で、安心して暮らし続けることができる体制づくりに努めてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘におきましては、今月1日現在、措置入所者が44名、生活短期宿泊事業の利用者が6名、合わせて50名の方にご利用いただいております、居室の利用率は89%となっております。

また、認知症グループホームひだまりの家につきましては、入所定員9名のところ、引き続き9名の方にご利用いただいております。

鹿島荘では、冬季に入り体調を崩される方が多く、昨年11月以降に入院された方が7名おられ、そのうち1名が死亡退所されました。加えて、介護の重度化により、1名の方が特別養護老人ホームへ施設替えとなっております。

依然として定員割れの状況が続いておりますが、引き続き関係市町村等と密接に連携を図り、入所者の円滑な受け入れに努めてまいります。

両施設とも高齢者施設として、インフルエンザ等の感染症対策を徹底するとともに、健康管理に十分留意し、安全で明るい家庭的な環境のもと、入所者の皆様が安心して日常生活を営むことができますよう、引き続き力を尽くしてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況と、新年度における取組みについて申し上げます。

今後も引き続き、圏域の発展と住民福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、報告案件4件、条例案件1件、予算案件8件の合計13件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

○議長（傳刀健君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

報告第1号から報告第4号までは、令和7年人事院勧告に伴う人件費補正が主な内容であります。

この取り扱いについてお諮りいたします。

報告第1号から報告第4号までを一括して議題とし、順次説明を受けた後、各報告について、それぞれ質疑及び採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱ってまいります。

報告第1号から報告第4号までの4報告について、説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(栗林幸夫君)登壇]

○事務局長(栗林幸夫君) ただいま議題となりました報告第1号「専第1号 令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第3号)」、報告第2号「専第2号 令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)」、報告第3号「専第3号 令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」、報告第4号「専第4号 令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第3号)」につきましては、いずれも今年度の人事院勧告に伴う人件費のみの補正であり、地方自治法第179条第1項に基づき、令和7年12月23日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

今回の人事院勧告は、給与が平均3.3パーセントと賞与が0.05月分それぞれ増額改定され、広域連合が準拠する大町市の職員の給与条例の改正が議決されたことを受け、年内の支給を行うため、昨年12月23日付けで専決による補正を行ったものでございます。

はじめに、報告第1号の1ページをご覧ください。

令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第3号)は、歳出のみの補正で、予算の総額に変更はございません。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。款2、項1、目1一般管理費236万6千円の増は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費、節8旅費及び、節18負担金補助及び交付金は、いずれも人事院勧告に伴う人件費の増額で、職員9名、会計年度任用職員1名分でございます。

款4、項1、目2ごみ処理広域化推進費60万1千円の増は、節2給料から節4共済費及び、節18負担金補助及び交付金は、職員2名、会計年度任用職員1名分でございます。

款4、項1、目3廃棄物処理費44万8千円の増は、節2給料から節8旅費で、職員2名、会計年度任用職員1名分でございます。

款4、項1、目4リサイクル推進費8万6千円の増は、節3職員手当等、節8旅費は会計年度任用職員10名分でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。款5、項1、目1常備消防費1,989万3千円の増は、節2給料から節4共済費、節8旅費及び、節18負担金補助及び交付金は、職員93名と会計年度任用職員3名分でございます。

款6、項1、目1土木事業費58万5千円の増は、同じく職員2名、会計年度任用職員2名、再任用職員1名分でございます。

款9予備費は2,397万9千円を減額し、財源としております。

10ページ以降は、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

次に、報告第2号介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）につきましても歳出のみの補正で予算の総額に変更はございません。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1介護老人保健施設事業費175万7千円の増は、節2給料から節4共済費及び、節18負担金補助及び交付金は、いずれも人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員8名分でございます。

款2予備費は175万7千円を減額し、財源としております。

8ページ、9ページは、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

次に、報告第3号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、歳出のみの補正で予算の総額に変更はございません。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1一般管理費208万8千円の増は、節2給料から節4共済費及び、節18負担金補助及び交付金は、いずれも人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員9名、会計年度任用職員1名分でございます。

款3、項1、目1介護認定審査会費9千円の増及び、目2認定調査等費8万2千円の増は、いずれも人事院勧告に伴う人件費の増であり、会計年度任用職員7名分でございます。

款6予備費は217万9千円を減額し、財源としております。

8ページ以降は、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

最後になりますが、報告第4号老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、歳出のみの補正で予算の総額に変更はございません。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1管理費186万2千円の増は、節2給料から節4共済費及び、節18負担金補助及び交付金は、人事院勧告に伴う人件費の増で、職員8名、会計年度任用職員18名分及び、再任用職員1名分でございます。項2、目1ひだまりの家管理費20万6千円の増は、節2給料から節8旅費は、いずれも人事院勧告に伴う人件費の増で、会計年度任用職員11名分及び、再任用職員1名分でございます。

款3予備費は、鹿島荘分とひだまりの家分、合わせて206万8千円を減額し、財源としたものでございます。

10ページ以降は、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

以上、報告第1号から報告第4号まで、一括してご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

はじめに、報告第1号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第1号を、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第1号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第3号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第2号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第2号を、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第2号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第3号について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第3号を、報告どおり承認することにご賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第3号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第4号について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第4号を、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第4号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第3号)」は、報告どおり承認されました。

次に、議案第1号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

消防長。

[消防長(宮坂明史君)登壇]

○消防長(宮坂明史君) ただいま議題となりました、議案第1号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国から示された火災予防条例の準則に基づき、北アルプス広域連合火災予防条例につきまして防火安全対策に関する所要の改正を行うものです。

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されているサウナとは異なり、主に屋外での使用を目的として、テントやバレルと称される木製の樽に放熱設備、いわゆるサウナストーブを設置する事例が全国で増加しております。

現行のサウナ設備の設置基準は、浴場等の建物内への設置を想定したものとなっているため、こうしたテント等に設置される消費熱量の小さい簡易的なサウナ設備に適用する基準を新たに定める必要性が生じたことから、国におきましては「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」の報告書を踏まえ、対象火気省令の一部改正を行なうこととされました。これを受け、当広域連合火災予防条例の一部を改正するものであります。

また、同条例におきまして、住宅における火災の予防を推進するための施策として感震ブレーカーの普及を図ることといたしました。

この感震ブレーカーは、震度5強以上の地震を検知した際に自動的に電気を遮断し、送電復旧時に発生する電気火災、いわゆる通電火災を防止することを目的とした装置であります。阪神淡路大震災や東日本大震災、また、記憶に新しい、能登半島地震において輪島市で発生した大規模火災は、地震発生後の送電再開により発生した可能性が高いとされていることから、当該装置の普及促進に努めることとしたものであります。

お手元に配布いたしました議案説明資料の新旧対照表をご覧ください。

現行のサウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備に区分し、第7条の2に規定しているサウナ設備の設置基準を、一般サウナ設備として第7条の3に繰り下げるとともに、簡易サウナ設備の設置基準を第7条の2として新設いたしました。

また、第49条に規定する火を使用する設備等の設置の届出につきましても、同様に簡易サウナ設備と一般サウナ設備に区分しております。

さらに、「住宅における火災の予防の推進」に関しまして、第29条の7第1項第1号に、先程ご説明いたしました感震ブレーカーを明記いたしました。

施行日は令和8年3月31日としております。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第2号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第2号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,393万円を減額し、総額を24億2,990万8千円とするものでございます。

第2条地方債の補正は、6ページ、7ページの第3表 地方債補正をご覧ください。起債の目的にあります2事業につきまして、事業費及び起債対象額の確定により、限度額の補正を行うものでございます。

12ページ、13ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1市町村負担金524万2千円の減は、低所得者保険料軽減事業費のほか、土木事業費の実績見込みによるものでございます。

款2、項2、目2衛生手数料150万円の減は、北アルプスエコパークにおけるごみ袋収入証紙販売代金等の実績見込みによるもの。

款3、項1、目1循環型社会形成推進交付金779万4千円の減は、ごみ処理広域化推進事業の実績見込みによるものでございます。

款3、項2、目1 119万5千円の減及び、款4、項1、目1 59万8千円の減につきましては、いずれも低所得者に対する介護保険料の軽減に係る負担金で、国及び県負担分の交付決定及び過年度分の精算によるものでございます。

款6、項1、目1土木事業基金繰入金1千円の減は、事業見込みによるものでございます。

款8、項1、目1雑入100万円の増は、節4衛生費雑入で、資源物売払収入の実績見込みによるものでございます。

14ページ、15ページをご覧ください。款9、項1、目2消防債860万円の減は、節1緊急防災・減災事業債で県防災行政無線更新整備ほか、事業費の確定によるものでございます。

16ページ、17ページの歳出をご覧ください。款3、項1、目3低所得者保険料軽減事業費238万9千円の減は、本年度分の実績見込みに伴うものであり、介護保険事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

款4、項1、目2ごみ処理広域化推進費1,120万円の減は、節14工事請負費は、大町市グリーンパーク第3期建設工事の請負契約締結に伴い不用額を減額するもの。目3廃棄物処理費及び、目4リサイクル推進費は、歳入の補正に伴い財源内訳を変更するものでございます。

款5、項1、目1常備消防費790万円の減は、節7報償費10万円の増は、能登半島地震や岩手県大船渡市で発生した林野火災など、昨今の大規模火災の発生を踏まえた研修会の講師謝礼でございます。節10需用費の光熱水費50万円の増は、電気料の使用実績見込みによるもの。節17備品購入費の減は、デジタル無線回線制御装置整備の契約差分でございます。節18負担金補助及び交付金841万2千円の減は、県防災行政無線更新整備に係る、県への負担金額の確定によるものでございます。

款6土木費につきましては、財源の内訳を変更するものでございます。

款9予備費244万1千円の減は、歳入歳出の調整でございます。

20ページは、今回の補正に伴う市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 歳入13ページ、衛生手数料のうち収入証紙販売代金450万円の減。ごみ焼却手数料300万円の増の理由と原因。同じく、一番下段の諸収入ですか、資源物売り払い収入100万円の増について、それぞれ理由や原因について、説明をいただきたいと思っております。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） ご質問にお答えいたします。

まず、衛生手数料の減についてでありますけれども、指定ごみ袋の収入証紙の販売枚数につきましては、本年度4月から12月までの9か月間で114万枚余となっており、前年同期比と比較して、9.8パーセントの減となっております。

この原因につきましては、昨年4月ですけれどもごみ袋の価格改定があったことから、昨年3月、前年度末にいわゆる駆け込み需要があり、販売枚数が増加し、家庭等に一定程度の在庫が生じた結果、今年度の販売減少につながっているものと考えております。

なお、事業系のゴミ袋の収入証紙につきましては、前年同月比で35.3パーセントの減と大きく減少している一方で、事業系可燃ごみの搬入量が4月から1月までの実績で、前年

度比78トン、2.2パーセントの増となっております。指定ごみ袋を使用せずに直接搬入するケースが増加していることも、収入証紙の販売の減少につながり、また、ごみ焼却手数料の増加に影響しているものと考えております。

衛生費雑入の資源物販売収入でありますけれども、主な原因につきましては、ペットボトルの販売収入の増によるものであります。資源物販売収入の約75パーセントをペットボトルが占めておりますが、当初予算で見積もった単価が本年度の売り払い単価を大きく上回ったため、その実績に基づき補正するものであります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にご質疑がありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第3号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第3号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

今回の補正は、運営実績の見込みにより補正を行うものであり、歳出予算のみの補正で予算総額に変更はございません。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1、介護老人保健施設事業費節3職員手当等50万円の減は、支払い見込みにより減額するもの。節10需用費100万円の増は、上下水道料の支払い実績により不足が見込まれるため、光熱水費を150万円増額するもの。医薬材料費は支払い見込みにより、50万円を減額するものでございます。節12委託料350万の増は、市立大町病院へ支払う施設運營業務委託料で、人事院勧告に伴う人件費の増によるもののほか、広域職員の退職に伴う欠員補充を病院からの異動配置により対応したことによるものでございます。

款2予備費400万円の減につきましては、歳入歳出の調整でございます。

以上、主な内容についてご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第4号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第4号「令和7年度 北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年度介護給付費等の実績見込みによる歳出の補正に伴い、国庫、県費及び支払基金交付金等の歳入の補正が主な内容でございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、6,224万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、74億7,091万2千円とするものでございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。款4国庫支出金1,331万4千円の増、款5支払基金交付金1,873万2千円の増、款6県支出金1,432万3千円の増につきましては、歳出の介護保険給付費、地域支援事業費等の実績見込みに伴うものでございます。

款4、項2、目6保険者努力支援交付金40万3千円の減及び、目7保険者機能強化推進交付金5千円の増につきましては、介護予防や重度化防止にかかる保険者の取り組みに対するインセンティブ交付金であり、令和7年度の交付決定に基づき、補正するものでございます。

款8、項1、目1低所得者保険料軽減繰入金238万9千円の減は、公費による保険料軽減負担分を一般会計から繰り入れるもので、令和7年度の国庫負担分等の交付決定に基づく現年度分の減額及び、令和6年度分負担金の精算に伴い増額するものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。項2、目1介護保険給付準備基金繰入金1,826万7千円の増は、介護保険料収入見込み及び、介護給付実績により、不足する介護保険料法定負担分を、給付準備基金の取崩しにより充てるものでございます。

14ページ、15ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1一般管理費は歳入の補正に伴い財源内訳を変更するものでございます。款2保険給付費は、全体で7,764万9千円を増額するものでございます。主なものとしましては、款2、項1、目1居宅介護サービス給付費4,943万9千円の増、款2、項1、目3地域密着型介護サービス給付費

3,250万3千円の減、16ページをご覧ください。款2、項1、目5施設介護サービス給付費8,298万3千円の増、18ページをご覧ください。款2、項2、目1介護予防サービス給付費683万1千円の増。

22ページをご覧ください。款2、項6、目1特定入所者介護サービス費2,750万円の減は、いずれも給付実績の見込みにより補正するものでございます。

24ページ、25ページをご覧ください。款3、項1、目1給付準備基金積立金93万7千円の増は、過年度の低所得者保険料軽減額の実績に伴い、介護保険料分を基金に積立てるものでございます。

款4地域支援事業費826万7千円の減は、項1、目1訪問通所型サービス・一般介護予防事業費411万3千円の減及び目2介護予防ケアマネジメント事業費415万4千円の減は、いずれも給付実績見込みに基づくものでございます。

26ページ、27ページをご覧ください。款4、項2、目2任意事業費の節1報酬から節8旅費は、会計年度任用職員の異動等に伴い補正するものでございます。

なお、歳出の款2保険給付費及び、款4地域支援事業費におきまして、補正額の欄に記載がない科目が複数ありますが、歳入における介護保険給付準備基金の取崩し額の増などに伴い、財源内訳を変更しているためでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、福祉常任委員会に付託いたします。

日程第4の途中であります。ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続いたします。

次に、議案第5号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計予算」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました議案第5号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,389万7千円とするものでございます。

4ページの第2表 債務負担行為をご覧ください。一般廃棄物処理施設 北アルプスエコパーク長期包括運営管理業務でございます。本業務の期間を令和5年度から令和14年度までとし、10年間の限度額を47億3,600万円として、令和4年11月に債務負担行為を行ったもので、契約事業者との物価スライド協議により、令和7年度当初予算におきまして、1億7,324万4千円の増額分を追加しております。

今回、令和8年度以降につきましても、物価高騰等の影響に基づく物価スライド協議により、委託料の増額が必要となりましたことから、限度額を追加するものでございます。

次に5ページの第3表 地方債をご覧ください。緊急防災・減災事業債は、消防業務における高規格救急車の更新及び、無人航空機更新に充てるもの。防災対策事業債は、多目的消防車の更新に充てるものでございます。

次に、6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。最下段、令和8年度予算は、前年度と比較し、2億8,265万9千円の増となっております。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1市町村負担金23億1,811万7千円は、広域連合の経常費、廃棄物処理費、常備消防費などが主なものでございます。目2他団体負担金141万円は、北アルプス市町村会館内に事務所を有する4団体からの光熱水費等に係わる負担金でございます。

款2使用料及び手数料は、項2、目2衛生手数料7,654万円が主なものであり、収入証紙販売代金及び、ごみ焼却手数料でございます。

款3国庫支出金、項1、目1循環型社会形成推進交付金1億1,220万円は、大町市グリーンパーク第3期建設工事によるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。目5消防費国庫補助金205万円は、緊急消防援助隊用のエアテント更新に充てるもの。項2、目12,929万3千円及び、款4県支出金項1、目11,464万6千円は、いずれも低所得者保険料軽減負担金で、介護保険料の所得階層における第1段階から第3段階までの、低所得者の保険料軽減分に対する公費負担として、国が2分の1、県及び市町村がそれぞれ4分の1を負担し、介護保険事業特別会計に繰出すものでございます。

款7繰越金1,050万円は前年度からの繰越金。

款8、項1、目1雑入は、節2消防費雑入で、県消防学校派遣職員負担金等の877万5千円が主なものでございます。

14ページ、15ページをご覧ください。款9連合債は、先ほどご説明しました第3表のとおりでございます。

16ページ、17ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1議会費66万7千円は、定例会4回開催に伴う費用でございます。

款2総務費、項1、目1一般管理費9,528万円は、節1報酬から節4共済費までは、職員5名、会計年度任用職員1名分の人件費が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金4名分が主なものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。目2財産管理費520万2千円は、北アルプス市町村会館の管理運営費用であり、光熱水費及び清掃業務委託などが主なものでございます。目3情報化推進費6,605万6千円は、市町村と広域連合が共同利用する業務システムに係る費用で、保守及びリース料が主なものでございます。

款3民生費、項1、目2障害支援区分認定審査会費117万7千円は、審査会運営に係る費用で、節1報酬の審査会委員5名分の人件費が主なものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。目3低所得者保険料軽減事業費5,858万8千円は、介護保険事業における低所得者の保険料軽減分に対する公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰出すものでございます。

款4衛生費、項1、目1葬祭場費2,861万6千円は、節12委託料は、葬祭場指定管理料、節14工事請負費は、劣化しております主燃・再燃バーナーの耐火材の交換修繕工事等を行うものでございます。目2ごみ処理広域化推進費4億5,647万3千円は、節1報酬から節4共済費までは、職員1名、会計年度任用職員1名分の人件費。節12委託料は、令和7年度より2か年で実施しております、大町市グリーンパーク第3期建設工事に伴う施工監理業務等によるもの。節14工事請負費は、大町市グリーンパーク第3期建設工事の令和8年度事業分によるもの。

節18負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金1名分が主なものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。目3廃棄物処理費6億6,035万円は、廃棄物の処理に要する費用で、節1報酬から節4共済費までは、職員2名、会計年度任用職員1名分の人件費。節10需用費は、北アルプスエコパークに係る光熱水費と設備修繕料、節11役務費は、収入証紙売りさばき手数料が主なものでございます。節12委託料は、令和5年度から10年間の長期包括運営管理業務のほか、可燃ごみ受入運搬業務などによるもの。節13使用料及び賃借料は、施設用地などの賃借料が主なものでございます。目4リサイクル推進費1億1,442万6千円は、主に資源物のリサイクルに要する費用で、節1報

酬から節4共済費までは、会計年度任用職員10名分の人件費。節10需用費は、資源物回収容器などの消耗品のほか、光熱水費などの施設の運営に係る費用でございます。

24ページ、25ページをご覧ください。節12委託料は、プラスチック資源バール品処理業務のほか、資源物運搬業務などが主なものでございます。項2、目1保健衛生費3,757万1千円は、節12委託料では、在宅当番医制事業と在宅歯科当番医制事業を、大北医師会と大北歯科医師会へそれぞれ委託するもの。節18負担金補助及び交付金は、病院群輪番制病院運営費補助金で、夜間、土曜日、休日の2次救急医療の診療業務を、あづみ病院と大町総合病院にお願いするものでございます。

款5、項1、目1常備消防費9億7,848万5千円は、節1報酬から節4共済費までは、職員98名、再任用職員2名及び、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。節10需用費の消耗品費は、新規採用職員8名分を含む消防職員への被服貸与品のほか、救急・救助関係の消耗品、車両関係及び事務用消耗品等でございます。

26ページ、27ページをご覧ください。節12委託料は、高機能消防指令システムの設備保守点検、職員健康診断等の委託料。節14工事請負費は、大町消防署訓練塔の塗装等改修工事等によるもの。節17備品購入費は、高規格救急車及び多目的消防車の更新等によるもの。節18負担金補助及び交付金は、県消防学校入校負担金等が主なものでございます。款6、項1、目1土木事業費3,096万6千円は、節1報酬から節4共済費までは、職員2名、再任用職員1名、会計年度任用職員2名分の人件費が主なものでございます。

28ページ、29ページをご覧ください。款7、項1、目1他会計繰出金755万4千円は、令和3年度及び5年度に市町村負担金平準化のために繰入れた、ふるさと市町村圏基金を分割により償還するものでございます。

款8公債費は、消防施設整備事業等により借入れた起債の元利償還金でございます。

款9は、一般会計に係る予備費の計上でございます。

30ページから36ページまでは、給与費明細書。

37ページは、市町村負担金の一覧表でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑がありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 4ページの3、債務負担行為ですが、一般廃棄物処理施設のエコパーク長期包括運営管理業務。これについてですけど、1番目は総額2億1,726万6千円と増えています。多額な増額をしていますけれども、区分ごとの主な変動理由と金額について説明ください。

2点目は、物価スライドで、仮に費用が下がった場合には、減額の対象となるのかどうか。説明いただきたいと思います。

それから歳出24ページ消防費の関係ですが、全体として約1,900万ほど前年に比べて減額になっていますけども、これはどのような理由によるものなのか、説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（井沢公一君） ご質問にお答えいたします。

エコパークの長期包括運営管理業務に関しましてでありますけれども、契約の中で物価スライド協議事項がありまして、人件費相当額、薬剤費、燃料費、機械整備費の4項目について、基準とする物価指数があり、この変動割合が改定基準を超えた場合に改定を行うこととなっております。

新年度におきましては4項目のうち、燃料費を除く3項目で改定基準を超えており、令和8年度から14年度の7年間の追加分として2億1726万6千円の債務負担行為の追加をお願いするものであります。

この内訳であります、人件費では、変動割合が3.31パーセント、改定基準は2パーセントで超えておりますので、4,523万9千円の増。薬剤費では、変動割合が8.48パーセント、改定基準5パーセントでありますので、430万円の増。燃料費では、変動割合が2.95パーセント、改定基準が3パーセントでありますので、ここにつきましては改定なしであります。機械整備につきまして、変動割合8.21パーセント、改定基準5パーセントで1億6772万7千円の増ということになります。

それから下がった場合につきましては減額を行うということになっております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（宮坂明史君） 消防費の減額分についてのご質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと備品購入費及び負担金の大幅な減額が主な要因であります。

なお、委託料など一部には、増額となっている経費もございます。

内容ですが、消防本部においては予算の平準化を図りながら、年次計画により実施してまいりました。仮眠室個室化等工事、高機能消防指令センター更新整備事業などの大型事業が完了したこと。また、大型車両の更新につきましても、計画的な平準化により、備品購入費が減少しているものであります。

また、5年以上前から燃料費や光熱費などの経常経費を抑制するために、設備更新を大規模事業に合わせて実施してきました。

また、消防通信指令システム等の高額な設備について、契約時に保守委託料の上限を定める仕様を導入してきたことなど、これまで様々な取り組みを積み重ねてまいりました。

その積み重ねが全体経費の抑制につながったものと考えております。

以上です。

○議長（傳刀健君） 他にご質疑がありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第6号「令和8年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただ今議題となりました、議案第6号「令和8年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,515万4千円とするものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の最下段、令和8年度予算は、前年度と比較し、52万2千円の増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1利子及び配当金316万8千円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入でございます。

款2、項1、目1一般会計繰入金755万4千円は、令和3年度及び5年度に一般会計へ繰り出した基金貸付分の償還によるものでございます。

款3繰越金443万2千円は、前年度からの繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1活動事業費363万1千円の主なものは、節10需用費のうち印刷製本費は、広域連合広報紙「北アルプス遊・交・学」を年2回発行するもの。節13使用料及び賃借料は、広域連合ホームページのサーバー使用料でございます。節18負担金補助及び交付金は、ふるさと市町村圏事業補助金として、構成市町村における地域振興イベント実行委員会等に対する活動補助を行うものでございます。目2積立基金費749万8千円は、一般会計へ繰り出した基金を分割により積み戻すものでございます。

款2予備費402万5千円は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第7号「令和8年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました議案第7号「令和8年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,914万7千円とするものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の最下段、令和8年度予算は、前年度と比較し973万8千円の減となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1入所療養費介護費収入は、利用者数を延べ7,599人とし、7,156万1千円と見込んでおります。

款1、項2、目1短期入所者介護費収入は、要介護利用者と要支援利用者合わせて、延べ2,648人とし、2,593万6千円と見込んでおります。

款1、項2、目2通所リハビリテーション費収入は、要介護利用者と要支援利用者を合わせて、延べ4,046人とし、3,642万円と見込んでおります。

款1、項3、目1施設利用料収入は、介護保険の自己負担分と実費負担分を合わせた窓口負担分で、3,772万2千円と見込んでおります。

款1、項4特定入所者介護サービス等費収入は、低所得者に対する食費、居住費の負担軽減のための補足給付で、150万3千円と見込んでおります。

款2、項1、目1繰越金100万円は、前年度からの繰越金でございます。

款3、項1、目1雑入50万円は、要介護認定の際の主治医意見書作成料等でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。款4、項1、目1利子及び配当金は、虹の家基金の積立金利子でございます。

款6、項1、目1市町村負担金8,449万3千円は、虹の家運営費負担金でございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1介護老人保健施設事業費のうち、節2給料から節4共済費までは、広域職員8名分の人件費でございます。節10需用費3,461万2千円は、施設消耗品やオムツ代、燃料費、光熱水費、医薬材料費等が主なものでございます。節11役務費332万8千円は、寝具等クリーニング代の手数料が主なものでございます。節12委託料1億4,413万7千円は、市立大町総合病院への施設運営委託料及び、給食提供業務委託料のほか、デイサービス送迎運転業務委託料などが主なものでございます。節26公課費10万5千円は、公用車の車検に伴う自動車重量税及び消費税分でございます。

款2予備費200万円は、歳入歳出の調整でございます。

14ページから17ページは、給与費明細書でございます。

18ページは市町村負担金の一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第8号「令和8年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第8号「令和8年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億9,246万3千円とするものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の最下段、令和8年度予算は、前年度と比較し、4,925万8千円の増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1第1号被保険者保険料13億5,336万1千円は、65歳以上の方の保険料であり、節1現年度分特別徴収は、年金の年額が18万円以上の年金受給者から、天引きにより納めていただく保険料で、節2

現年度分普通徴収は、年金の年額が18万円未満の方や、年度途中で65歳に到達される方が対象となり、納付書や口座振替等によって納めていただく保険料でございます。節3滞納繰越分は、収納率を12.0パーセントと見込んで計上しております。

款2、項1、目1市町村負担金11億5,442万7千円は、前年比1.0パーセントの増となっております。

款4国庫支出金、10ページ、11ページの款5支払基金交付金、款6県支出金の項1目1介護給付費負担金までは、保険給付に係る法定負担分が主な内容でございます。

款6、項2、目1介護保険事業費補助金131万2千円は、利用者負担軽減対策に対する補助金でございます。目2地域支援事業交付金2,410万9千円は、介護予防・日常生活支援総合事業に係るものでございます。

10ページ最下段から12ページ、13ページをご覧ください。目3地域支援事業交付金3,670万7千円は、地域包括支援センターの運営及び任意事業に係る交付金をそれぞれ見込んでおります。

款8繰入金のうち項1一般会計繰入金5,858万7千円は、低所得者保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものであり、項2介護保険給付準備基金繰入金は、9,932万3千円を基金から繰り入れるものでございます。

16、17ページからの歳出をご覧ください。款1、項1、目1一般管理費1億6,826万9千円は、職員8名分の人件費のほか、節12委託料の主なものは、介護保険システムのハード及び、ソフト保守委託料のほか、介護保険業務委託料及び、介護情報基盤構築に向けた介護保険認定支援システム導入の委託料等でございます。節13使用料及び賃借料の主なものは、介護保険料システム標準化に伴うクラウド利用料が主なものでございます。

節18負担金補助及び交付金1,346万7千円は、職員1名分の派遣費用負担金が主なものでございます。

款1、項2、目1賦課徴収費661万6千円は、介護保険料の賦課徴収における納付書等の作成、発送に係る印刷製本費及び通信運搬費が主なものでございます。

16ページ下段から18ページをご覧ください。款1、項3、目1介護認定審査会費1,589万1千円のうち、節1報酬は、認定審査会の委員報酬24名分及び、審査会運営に係る会計年度任用職員1名分の報酬が主なものでございます。

款1、項3、目2認定調査等費4,377万8千円の主なものは、節1報酬は、介護認定調査に係る会計年度任用職員6名分の人件費のほか、節11役務費の手数料は、認定審査に係る主治医意見書3,500件分の作成手数料などでございます。

款1、項4、目1趣旨普及費99万7千円の主なものは、節10需用費の印刷製本費は、広報紙「井戸端かいご」年2回の発行に係る経費でございます。

款1、項5、目1計画策定委員会費271万4千円は、新年度に作成する第10期介護保険事業計画作成委員会の委員報酬及び、計画書の印刷製本費が主なものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。款1、項6、目1特別対策事業費1,845万4千円は、利用者負担軽減のための費用であり、主なものは節18負担金補助及び交付金における社会福祉法人等が行う利用者負担軽減に対する助成及び、節19扶助費のグループホーム家賃相当額に対する利用者支援などでございます。

款2保険給付費は、第9期介護保険事業計画の見込みにより、利用者数等のサービス見込量について、それぞれ予算計上しております。

款2、項1介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5に認定された方のサービス利用に対する給付であり、前年度比0.7パーセント増の62億4,203万円となっております。

款2、項1、目1居宅介護サービス給付費22億2,393万8千円は、主に在宅で利用する介護サービスに係る給付で、前年度比0.2パーセントの減となっております。

22ページ、23ページをご覧ください。款2、項1、目3地域密着型介護サービス給付費は、前年度比2.4パーセント増の10億9,320万2千円となっております。

款2、項、目5施設介護サービス給付費25億9,980万7千円は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護保険施設利用に対する給付でございます。

24、25ページをご覧ください。款2、項2介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2に認定された方のサービス利用に対する給付であり、前年度比0.7パーセント減の1億3,320万7千円となっております。

主なものは、目1介護予防サービス給付費8,808万5千円で、要支援認定された方の訪問看護などの在宅サービスに係る給付でございます。

28ページ、29ページをご覧ください。款2、項4高額介護サービス等費は、介護サービス利用時の自己負担額が一定の額を超えた場合、その超えた額について給付するものであり、前年度比0.3パーセント減の1億3,127万2千円となっております。

30ページ、31ページをご覧ください。款2、項6特定入所者介護サービス等費は、低所得施設利用者の食費及び居住費に対する補足給付で、前年度比0.3パーセント減の1億7,750万円となっております。

32ページ、33ページをご覧ください。款3、項1、目1給付準備基金積立金1,942万6千円は、基金利子等を積立てるものでございます。

34ページ、35ページをご覧ください。款4地域支援事業費3億8,924万4千円は、事業対象者等が利用した事業に対する費用であり、前年度比0.7パーセントの減となっております。

款4、項1介護予防・日常生活支援総合事業費1億9,231万円は、関係市町村に事務委託しております一般介護予防事業に係る費用のほか、訪問型・通所型サービスの利用に係る費用が主なものでございます。

36ページ、37ページをご覧ください。款4、項2包括的支援事業・任意事業費

1億9,068万5千円は、包括的支援事業・任意事業を関係市町村への委託等により実施するもののほか、介護サービス相談員事業や、給付適正化事業等を実施するものでございます。

款4、項2、目3社会保障充実事業費4,998万8千円は、生活支援体制整備事業や、認知症初期集中支援チーム事業等を、関係市町村への委託等により実施するものでございます。

38ページ、39ページをご覧ください。款4、項6、目1生活支援体制整備費569万3千円は、保険者機能強化推進交付金を主な財源とし、自立支援や重度化防止等を目的とした事業を市町村に委託するものでございます。

40ページから46ページまでは給与費明細書、47ページは市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします

ただいま議題となっております議案第8号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第9号「令和8年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(栗林幸夫君)登壇]

○事務局長(栗林幸夫君) ただいま議題となりました議案第9号「令和8年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,064万8千円とするものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の最下段、令和8年度予算は、前年度と比較し、718万2千円、3.1パーセントの増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1市町村負担金3,908万2千円は、運営費負担金でございます。目2鹿島荘事業負担金1億3,199万6千円は、老人保護措置費負担金を措置者の実績をもとに45人と見込み1億1,823万2千円とし、生活短期宿泊事業負担金は、平均6.0人と見込み1,376万4千円としております。

款2、項1、目1ひだまりの家収入2,513万円は、入所者9人分の介護保険給付費、目2ひだまりの家施設利用収入は1,256万4千円で、介護保険の自己負担分のほか、施設利用料、光熱水費、燃料代、食材料費でございます。

款4、項1、目1鹿島荘繰越金1,800万円及び、目2ひだまりの家繰越金200万円は、それぞれ前年度からの繰越金でございます。

款5、項1、目2ひだまりの家事業基金繰入金1,090万9千円は、運営費の不足分を基金から繰り入れるものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1管理費1億4,005万1千円は、節1報酬から節4共済費までは、嘱託医師への報酬と職員8名分、再任用職員1名分、会計年度任用職員は、フルタイムを含め14名分の人件費でございます。

節10需用費及び、節11役務費は、施設の管理・運営に係る消耗品費、燃料費などで前年とほぼ同額となっております。節12委託料は、清掃業務委託料、給食調理補助業務委託料、職員派遣委託料などでございます。

目2生活費は、12ページ下段から14ページをご覧ください。生活費4,584万6千円は、入所者と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に係る経費でございます。主なものは、節10需用費は、介護が必要な入所者のオムツ等の消耗品費、燃料費、光熱水費、賄材料費などでございます。節19扶助費は、入院患者の日用品のほか、介護保険サービス利用に係る費用などで、介護サービスの利用者が増えているため増額となっております。項2、目1ひだまりの家管理費5,025万1千円は、節1報酬から節4共済費までは、会計年度任用職員10名分と再任用職員1名分の人件費でございます。節10需用費及び節11役務費は、入所者9人分の日常生活費のほか、燃料費、光熱水費、賄材料費などでございます。節12委託料は、訪問看護委託料及び、職員健康診断委託料などが主なものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。款3予備費は歳入歳出の調整で、鹿島荘分350万円、ひだまりの家分100万円を計上しております。

18ページから24ページまでは、給与費明細書。

25ページは、市町村負担金の一覧表でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第9号は、福祉常任委員会に付託いたします。

日程第5 請願・陳情文書報告

○議長（傳刀健君） 次に、日程第5「請願陳情文書報告」を議題とします。

請願陳情は、配付の文書表のとおりであります。

朗読説明は省略して、陳情の取り扱いについてお諮りいたします。

令和8年陳情第1号は、福祉常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、令和8年陳情第1号は、福祉常任委員会に付託して審査をすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

閉会 午後0時12分

令和8年2月20日

開会 午前10時00分

○議長(傳刀健君) おはようございます。

ただいまから、令和8年北アルプス広域連合議会2月定例会、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長(栗林幸夫君) 報告いたします。

連合長、副連合長及び所定の職員は全員出席をしております。

以上でございます。

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長(傳刀健君) 日程第1「常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

まず、議案第1号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長(宮澤正廣君)登壇]

○総務常任委員長(宮澤正廣君) 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

議案第1号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定」について、審査の概要を報告いたします。

審査中委員から感震ブレーカーとは具体的にどのようなものかとの質疑があり、行政側からは、震度5強以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを遮断し、通電火災を防止する装置である。分電盤設置型、コンセント型、簡易型など複数の種類があり、価格は数千円から十数万円程度である。との答弁がありました。

また、委員から、普及や周知はどのように行うのかとの質疑があり、行政側からは、消防本部のホームページやSNSでの発信のほか、広告入りポケットティッシュを作成し、訓練等で配布し周知を図っている。との答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(傳刀健君) 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号について、総務常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手

を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定」については、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長(宮澤正廣君)登壇]

○総務常任委員長(宮澤正廣君) 議案第2号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第4号)」のうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、衛生手数料が減額となり、ごみの量が減っているように見えるが、前年度と比べ、どの程度減っているのか。との質疑があり、行政側からは、1月までの実績として、3市村の可燃ごみの搬入量の合計は8,661トンとなり、前年度比131トン、1.5パーセントの減である。内訳としては、生活系ごみが4,961トンで、前年度比209トン、4.1パーセントの減となり、事業系ごみが3,700トンで、前年度比78トン、2.2パーセントの増となっている。との答弁がありました。

また、委員から、消防の研修会について、具体的な日程は決まっているのか。との質疑があり、行政側からは、開催日は2月27日を予定している。講師にはNPO法人日本防火技術者協会の関澤氏を招き、消防協会、北アルプス地域振興局職員、広域職員などを対象に大規模火災をテーマに講演を行う予定である。との答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(傳刀健君) 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(太田伸子君)登壇]

○福祉常任委員長(太田伸子君) 議案第2号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第4号)」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(傳刀健君) 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第2号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について、各常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第4号)」は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号及び議案第4号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(太田伸子君)登壇]

○福祉常任委員長(太田伸子君) 当委員会に付託されました、議案第3号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第4号)」について、審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、委託料の増額350万は、どのような内訳になっているかとの質疑があり、行政側から、350万円のうち、150万円は病院職員の人勤相当分であり、残り200万円は広域介護職員が年度途中で退職したため、欠員の補充ため新たに病院から配置いただいた職員の給与であると。の答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(傳刀健君) 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第3号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議案第4号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず、議案第3号について、福祉常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第4号)」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、福祉常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇]

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第5号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、消防の職員数は充足しているか。職員定数と新規採用者の見込みはどうか。との質疑があり、行政側からは、条例定数は定年延長の移行期間中106名としているが、当面は100名体制を確保する予定である。また、新規採用予定者は8名で、初級公務員試験による採用が5名、社会人経験者の随時採用が3名である。山間地救助や救急の需要も非常に高く、適正に出動体制を維持するため、職員の確保には気を配っている。消防職員の確保は全国的に厳しい状況にあるが、地元高校への説明活動や市町村の移住担当課との連携により、必要な人員確保に努めている。との答弁がありました。

また、委員から、消防費の大型等自動車免許取得助成負担金について、取得予定人数や職員の負担、運用状況はどうか。との質疑があり、行政側からは、令和8年度予算では10名程度の取得を予定しており、取得費用の2分の1を助成する。大型免許を取得していないと運行できない車両は、大町消防署、北部消防署に1台ずつあり、中型の限定解除を必要とする消防車は各署にある。免許を取得している職員の割合等を考慮し、本人の意思も確認しながら助成を行う。との答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 議案第5号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第5号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について、各常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立

を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第5号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計予算」は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇]

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第6号「令和8年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会予算」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号について、総務常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第6号「令和8年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、議案第8号及び議案第9号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 当委員会に付託されました、議案第7号「令和8年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、利用者が減る見込みで予算を立てているが、市町村負担金が前年に比べ増加している理由は何か。との質疑があり、行政側から、令和8年度末で廃止を含め終期を定める方針としており、8年度末にかけて利用者を段階的に縮減していくことから収入が減少する。一方で、職員の身分保障や利用者の安全な施設利用に必要な人件費や光熱水費等の経費は一定額必要となることから、運営費を補う為の市町村負担金は増えている。との答弁がありました。

別の委員からは、財政面において規模縮小により一定の効果が出ているとの説明があったが、どの程度の縮減効果なのか説明が必要ではないか。との質疑があり、行政側から、赤字は免れない運営状況の中で42床への規模縮小が最も赤字額を縮減する運営であり、劇的に赤

字が減少したり、黒字化するというのではない。との答弁がありました。

別の委員からは、利用者を縮減している予算では、民間移管を検討するには、逆に一定程度の利用者の確保は必要ではないのか。との質疑があり、行政側から、仮に、法人に移管する場合には設備の改修が必要となる為、一定期間は一旦利用者全員に退所いただく可能性も想定しており、年度末まで満床による利用者確保は考えていない。との答弁がありました。

また、別の委員からは、予算審議に当たり、予算内容が分かりやすい資料の添付など、丁寧な説明をするよう要望が出されました。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「令和8年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員からは、介護保険システム標準化に関する質疑があり、行政側からは、全国統一機能となるシステムの標準化、及びクラウド化により恒常的な支出は増加するが、国による交付税措置が行われるとの情報もあり、注意深く情報収集を行う。また、業者のベンダーロックインの課題については認識しており、関係市町村と相談しながら進める。との説明がありました。

また、第10期介護保険事業計画の方向性に関して、国から示された制度改正の指針等はあるのか。との質疑があり、行政側からは、現時点で正式なものはないが、国は地域軸・時間軸という表現を用い、大都市や当地域のような中山間地域など、それぞれの地域特性に応じた計画とする必要があるとの方向性を示していると聞いている。との説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、議案第9号「令和8年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、ひだまりの家の基金残高が減少しているが、今後、虹の家と同様に近い将来に枯渇するのではないか。との質疑があり、行政側から、人件費の上昇や物価高による運営経費の増加により、収支不足の補てんの為、年々基金を取り崩し減少しており、近く底をつく心配もあることから、今後の運営方針についてスピード感をもって対応していく必要がある。との答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第7号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第8号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第9号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

服部久子議員。

議案第何号ですか。賛成ですか、反対ですか。

○10番（服部久子議員） 議案第7号議案、反対です。

[10番(服部久子君)登壇]

- 10番(服部久子君) 議案第7号「令和8年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」に対して反対討論をいたします。

8年度予算案は、虹の家を閉所、又は外部委託を前提とした予算になっております。入所者数、通所リハビリテーション数、短期入所者数などを減らした予算になっており、そのために市町村負担金を、今年度の約3倍に増額する予算となっております。

入所者や施設利用者、住民の声を十分に聞く機会を持たず、継続を求める陳情が8月議会で採択されたにもかかわらず、外部委託を前提にした予算には反対いたします。

以上です。

- 議長(傳刀健君) 他に討論はありませんか。

大和幸久議員。

議案第何号ですか。賛成ですか、反対ですか。

- 7番(大和幸久君) 議案第7号、反対討論です。

[7番(大和幸久君)登壇]

- 7番(大和幸久君) 議案第7号「令和8年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」に反対の立場から討論いたします。

反対する主な理由は、昨年度事業で、広域連合長は、虹の家の赤字を最小限にするため、療養病床を50床から42床に、8床減らすことを認めて欲しいと議会に提案し、これを実行してきました。

ところが、8年度予算では赤字を減らすどころか、歳入が1億7,465万4千円のところ、歳出を2億5,914万7千円とし、差し引き8,449万3千円の大赤字の予算を編成しております。実に、昨年赤字2,700万円の約3倍に及ぶ赤字を計上しております。

そして、この赤字を広域連合を構成する5市町村の負担金で穴埋めする予算方針を示してきました。

牛越広域連合長は、まず、大北圏域の住民及び議会に対して、このような予算編成に至った原因の究明と自らの政治責任を、どのように受けとめ、その責任をどのようにとるか、これをまず明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

更に、予算の内容を見ますと、入所療養者人数を50床から42床に、8床、16%減らすとしながら、予算では昨年実績1万2,320人のところ、7,599人に、実に4,721人、38%も減らす計画となっております。

最も収入を多く見込んでいる科目で、どのような理由でこのような予算を組んだのか、明確な説明が住民から求められております。

広域連合職員からは、令和8年度末を店じまいすると定めた予算なのでこうなる。とか、民間への委託を前提とした予算だからこうなる。など、支離滅裂な説明がなされるだけで、到底この赤字の予算を了承できる説明には至っておりません。更に、収入科目の内容を見ますと、通所リハビリでは、昨年実績3,776人のところ、3,449人、327人を減らし、率にして8.7%の減少の予算となっております。予防通所リハビリでは、昨年実績160人のところ、137人、23人、14.4%の減。ショートステイ昨年実績2,703人のところ、2,640人、63人、2.3%の減。予防ショートステイ10人のところ、8人、2人、20%の減など、すべての収入見込み科目で、昨年実績から縮小、減少させる計画となっております。これでは、当然赤字になり、昨年よりその赤字が膨らむことは、火を見るより明らかであります。

これらの縮小数字を用いて予算を編成した結果が、8,000万円を超える大赤字になっているわけで、これは到底容認できるものではありません。

広域連合長は、自ら縮小計画を編成し、大幅な赤字を出した上で、その赤字を市町村に負担させる予算を議会に計上していますが、虹の家の利用者やその家族、赤字の穴埋めさせられる大北圏域住民には、説明責任を果たす責務があるとともに、こうした結果をもたらした連合長自らの政治責任をどのようにとるかについても見解を表明すべきであると思います。赤字だから8年度予算をもって店じまいをする。赤字だから、民間への移行を検討する。まるで牛越広域連合長によるマッチポンプではないでしょうか。到底許される行為ではありません。

北アルプス広域連合は、地方自治法に基づいて、住民福祉の向上を目的として活動する地方自治体の一つです。その構成組織の一つである公の施設虹の家は、その利用者や家族、また、それを支える職員によって、最大の福祉向上を実現する上で何が最善の策か、あらゆる英知を尽くして提案、探究を実行することが求められております。

こうしたことに鑑みて、本予算については、その取下げと住民要望に応える予算の再度編成を強く求めて、反対討論といたしたいと思います。

○議長（傳刀健君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、討論を終結することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず、議案第7号について、福祉常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第7号「令和8年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、福祉常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第8号「令和8年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、福祉常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第9号「令和8年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 常任委員会委員長請願・陳情審査報告、質疑、討論、採決

○議長（傳刀健君） 次に、日程第2「常任委員会委員長請願・陳情審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

福祉常任委員会付託の「令和8年陳情第1号」について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 陳情第1号「老健施設 虹の家について閉所や外部委託ではなく、継続を前提とした改善を求める陳情」の、審査の概要を報告いたします。

全委員から発言をいただきました。

委員からは、願意を認め採択すべき。また、民間移管を否定するものではないが、施設としての存続は必要との立場から一部採択。別の委員からは、外部移管の検討も始まっており、その選択肢も否定するということとであれば不採択。また、別の委員からは、自身の所属市町村議会に持ち帰り、意見集約を必要と考えるため継続審査が必要。との意見がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、継続審査とすることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

西澤和保議員。

反対ですか。賛成ですか。

○4番（西澤和保君） 反対の立場です。

[4番（西澤和保君）登壇]

○4番（西澤和保君） 陳情第1号について、原案に対し反対、不採択の立場での討論をいたします。

虹の家の運営については、財政上の懸念から、これ以上、行政として公費を投入しての運営が困難となったため、第9期介護保険事業計画期間内で、廃止を含め終期を定める方針が示されました。

遡れば、平成9年の開設当初には、当該施設と同様の機能を有する介護福祉施設もなく、老人介護やそれを支える家族の負担軽減を担うニーズにより、設置されたものと承知しております。

現在の介護保険制度が確立した今日では、北アルプス圏域を含む周辺地域に亘り、民間事業者が同等の施設を数多く展開しております。その中で民間事業者は、公的費用を受けずに、その役割を地域で担っていることに対し、虹の家は、北アルプス広域連合の5市町村の負担金にて運営されており、その財源は一般財源であることから、この地域の住民すべてから人口割として負担をいただいているものであります。

虹の家の運営の難しさは、民間事業者が経営する上では、経営上絶対に必要とされるコストである人件費において、計画的に配分をすることができませんが、虹の家の場合、人件費は公務員の給与体系という性質上、勤続年数や職位や給与階級において上昇し続けますので、

運営側の都合による給与の抑制や、減額等の措置は許されていないため、上昇し続ける人件費が施設の運営を窮地に追い込んだ、これが最大の要因となってしまったことであります。

廃止という話を耳にした施設利用者や、介護関係者から存続を求める声は、私も痛いほど耳に届いてはおります。

その一方で、広域議会で検討されている内容を丁寧に伝えてみると、暮らしへのサービスの低下を招く懸念や、将来的に北アルプス広域連合自体の財政への悪化に懸念を示す方は、廃止をやむなしといった考えを、受け入れていただける方もいらっしゃいます。

これについては、子育てをする世代の皆さんや、若者世代に意見を求めてみましたが、今後、更なる行政負担を強いられることへの明らかな拒絶感を口にされて、その思いを私に切実に伝えられてくることも確かです。

福祉常任委員会の議論を見る中では、担当委員各位の心中を察すると、心情的には継続をさせたいという気持ちも理解はできます。

何を隠そう、私も家族を介護する身として、継続を希望する思いはありますが、しかしながら、若者世代や幅広い行政サービスを行う上では、それぞれの市町村住民に虹の家の継続のためだけに負担を強いるという判断は、これは正しい判断なのかと広域議員の一議員として自責の念に駆られることもあります。

理事者側においても、先の定例会において、第9期介護保険事業計画期間内に廃止を含めた終期を定める方針には、非常に重い決断であると、察するに至っております。

そうした中で、我々広域議会の議員として、運営に改善策が見いだせないまま、無尽蔵に公費を投入することを良しとする判断は、今後の北アルプス広域連合の行政運営をはじめ、若者世代やこれから生まれてくる子ども達の将来のための責任ある判断なのかと、問うた場合に、ここで存続とする決断を下すことは、ただ単に先延ばしをするだけの無責任な判断ではないかと、私は苦渋の判断で決断をいたしました。

第9期介護保険事業計画内において、廃止を含めた終期とすることが正しい判断だと私自身は結論を見いだしました。

この判断は、存続を求め陳情された皆様、利用者、関係者の皆様には大変申しわけない思いではありますが、こういった判断を下さなければならないことも、我々責任ある議員の役目であることをご理解いただきたいと思っております。

私からは、北アルプス広域連合の将来、地域住民の将来の思う気持ちもお伝えしつつ、議員皆さんの責任あるご判断をお願いする旨をお伝えし、議員の皆様には反対とせざるをえないことへのご賛同と、議員各位のご英断を申し上げ、反対討論、不採択とすることを述べさせていただきます。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

服部久子議員。

賛成ですか反対ですか。

○10番（服部久子君） 賛成です。

[10番（服部久子君）登壇]

○10番（服部久子君） 陳情に賛成討論いたします。

大北地域は県内でも高齢化率が高く、昭和20年代に生まれた団塊の世代の高齢者の利用が増加する時期に、介護保険で運用されている施設を赤字を理由に閉鎖、又は外部委託することは、公の責任を放棄することになります。

今、多くの介護施設が経営が厳しい状況で、公の責任が増しております。

介護保険制度が始まり、介護を社会が支えることになり、公の責任は民間経営と違い経営的に厳しくても、高齢者福祉を支える任務が課せられています。

虹の家の継続を求める多くの住民の思いを受け、陳情に賛成いたします。

以上です。

○議長（傳刀健君） 他に討論はありませんか。

栗林陽一議員は賛成ですか、反対ですか。

○5番（栗林陽一君） 賛成です。

○議長（傳刀健君） 二條孝夫議員は。

○3番（二條孝夫君） 反対です。

○議長（傳刀健君） では、二條孝夫議員。

[3番（二條孝夫君）登壇]

○3番（二條孝夫君） 本陳情に対し、委員長報告に反対。本陳情に対しても反対の立場から討論させていただきます。

本陳情は、介護老人保健施設虹の家について、閉所や外部委託だけではなく、継続を前提とした検討、改善を求めるものであります。

陳情では、介護保険基盤の一翼を担っている老健施設虹の家は、大北地域で利用者、家族が安心して暮らしていくためには、なくてはならない施設であり、とりわけ緊急時における医療との連携、リハビリ機能を兼ね備えた虹の家は、大北圏内において重要な役割を担っているとしています。

私の周りにも介護認定を受けている人たちが大勢おります。家族の介護の大変さや、何より介護を受けている本人が非常につらい思いをしているのも理解をしています。虹の家の存続は大事なことだと思っています。

しかし、皆さんご存じのとおり、虹の家の経営状況は大変厳しく、市町村負担金が経営の大きな支えになっているのも事実であります。

民間施設では、介護報酬等で経営を成り立たせているわけではありますが、虹の家は介護報酬に更に多額の税金を投入している経営です。その税金の投入も膨らむばかりであります。現状ではその支えさえも危うくなってきています。療養介護費収入等では支えきれない。基金の取り崩しもいよいよ底をついた。経営の専門の助言や大町病院との協議のもと、経営改善に取り組み、入所定数を調整し効率化することで赤字幅を少しでも削減しようと試みましたが、それもかなわない状況が今に至っています。

また、大北5市町村では何とか維持しようということで運営のための負担を行い、去年は1,700万円、今年はずでに5,200万円余を投入しております。

さらに来年度予算では、8,400万円余の負担を各市町村に求めています。

それぞれの市町村の財政事情もあり、市町村長からも、今後も続くであろう負担増の継続は難しいとしています。

このようなことから、本陳情の虹の家の現状のままでの存続は困難と考えています。

また、それぞれ市町村の財政事情を考えたとき、負担金の継続が、それぞれの市町村の住民の理解が得られないこともあり得ると思います。

以上のことから、本陳情は不採択すべきと考えます。

しかし、昨日の全員協議会の中での説明がありましたとおり、第9期介護保険事業計画期間内に、事業廃止を含めた方針を決定することとしておりますが、県内民間法人を対象に事業継続のための可能性について検討していくとしています。

理事者側もぜひ虹の家を利用している人たち、そこに従事している人たちの思いに寄り添い、民間事業者主体の事業継続の可能性について努力をしていただきたいと思います。

各議員におかれましては、公設である虹の家の運営が極めて困難であることをどうかご理解いただき、本陳情の委員長報告に反対、陳情そのものにも反対して、討論とさせていただきます。

ご賛同のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（傳刀健君） 次に、栗林陽一議員。

[5番（栗林陽一君）登壇]

5番（栗林陽一君） 陳情第1号に賛成の立場から討論いたします。

北アルプス広域連合が運営する老健施設虹の家は、在宅復帰を目指すリハビリ機能と医師との緊密な連携体制を併せ持つ施設として、地域包括ケアの中核的な役割を担ってきました。

高齢化が一層進む本地域において、その存在意義は決して小さくありません。経営上の課題があることは承知しています。しかしながら、課題があるからこそ、直ちに閉所や外部委託という結論に向かうのではなく、まずは公的責任のもと、改善策を講じ持続可能な運営の道を模索すべきです。

公営施設として培ってきた信頼、緊急時の受け入れ体制、医療、福祉との連携力は、単に収支のみで、測ることのできない公的価値です。

令和7年8月の北アルプス広域連合議会において採択された陳情書の趣旨も、地域に不可欠な施設として存続を求める住民の切実な声を反映したものです。私たちは、その意思を重く受けとめるべきです。

よって、閉所や外部委託ありきではなく、継続を前提とした抜本的な改善策の検討と実行を強く求め、本陳情に賛成するものです。

以上をもって、賛成討論といたします。

○議長（傳刀健君） 他に討論はありませんか。

大和幸久議員。

賛成ですか。反対ですか。

○7番（大和幸久君） 賛成です。

[7番（大和幸久君）登壇]

○7番（大和幸久君） 令和8年陳情第1号「老健施設虹の家について弊社や外部委託ではなく、継続を前提した改善を求める陳情」に賛成の立場から討論いたします。

この陳情に賛成する主な理由の1つは、令和8年度虹の家予算において、8,449万円余の赤字を出す事業計画が出され、この赤字を構成する市町村の負担で補填するという予算が議会上に上程されました。

この赤字の根拠に対する説明を求めると、令和8年度に虹の家を閉鎖することを前提にした予算と説明される一方、もう一方では、民間への移管を前提にした予算との説明があるなど、支離滅裂な説明しかありませんでした。

今後、虹の家をどのような方針で運営していくのかも大北圏域住民には理解、判断ができない予算となっております。

このように、赤字だから店じまいするとか、赤字だから民間委託する、赤字を人質にとって先に結論ありきの方針を、利用者や住民に押しつけようとする広域連合の方針は、直ちに撤回すべきであります。

そもそも、昨年、赤字のリスクを最小限したいからとして、療養病床の入所定員を50床

から8床減らし、42床に減らしてきたにも係わらず、今年度の赤字見込みは8,000万円に上る大幅な赤字予算となっております。

このようなずさんな予算や事業計画しか編成のない広域連合が示す店じまいや外部委託の方針に、虹の家に自らの身を預けている利用者やその家族が、安心してその身柄を託せるはずはなく、多くの虹の家利用者が求めている、公の施設である現在の虹の家の運営継続を求める陳情は当然であり、当たり前のことで民意であると思っております。

虹の家の運営を支えている職員の給与が、民間に比べて高めなことをよく理由に上げられることがありますけれども、他の広域の施設を含めた一体的な職員運用計画を早急に立案し、合理的で偏りのない円滑な職員配置によって、広域連合の運営継続を模索するべきであります。

まだまだ検討の余地はたくさんあります。このような広域連合の現状の中では、何よりも虹の家利用者やその家族の施設利用環境の保全、維持を最優先に考えなければなりません。

虹の家の運営計画の再検証を進めるべきであり、それが整うまでは現在の虹の家の運営を手立てを尽くして継続すべきであります。

以上の理由から、本陳情は採択すべきという立場で討論を終わります。

○議長（傳刀健君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和8年陳情第1号に対する、福祉常任委員長の報告は継続審査です。

福祉常任委員長の報告のとおり、本陳情を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手なし）

挙手なしであります。

よって、令和8年陳情第1号の委員長報告は否決されました。

ここで、原案について改めて採決したいと思います。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数であります。

よって、令和8年陳情第1号「老健施設 虹の家について閉所や外部委託ではなく、継続を前提とした改善を求める陳情」は、不採択とすることに決定しました。

以上で、本2月定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 2月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、昨日、本日の2日間にわたり、本会議及び常任委員会におきまして慎重にご審議いただき、ご議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

ご議決いただきました、本年度補正予算及び新年度予算並びに、条例案などの各案件につきましては、適切かつ効果的な執行に努めますとともに、生活環境と住民福祉の向上を図り、安心、安全な地域づくりの推進に力を尽してまいります。

本定例会に先立ち開催されました、議会全員協議会でもご説明いたしましたとおり、今後の虹の家の運営の在り方につきましては、第9期介護保険事業計画期間内に廃止を含め終期を定める方針としつつ、運営に関心を示していただいている民間社会福祉法人との間で、これまで課題の整理と検討、協議を進めております。

引き続き、利用者の皆様や地域への影響に十分配慮しながら、介護老人保健施設の存続に向けた課題の整理と検討、協議を、慎重かつ丁寧に進めているところであり、今後も議員各位のご理解、ご協力をいただき、適切な対応に鋭意努めてまいります

なお、先ほどの議案第7号のご審議に当たりましては、市町村の負担の増額について、課題と指摘されました。

令和8年における虹の家のあり方について、現在2つの選択肢の中で検討を進めておりますが、仮に民間福祉法人に委託するという方法を選択した場合には、入所者の皆さんには、一旦、施設の改修のために退所していただくかなければなりません。

そのため、居宅への復帰、あるいは他の入所施設へ移っていただくに際にしては、一人ひとりの入所者の行く末をしっかりと確認しながら、どのようなサポートが必要なか、全力を尽くしてまいり所存でありますし、その減少に伴う介護報酬の減額が、先ほど指摘がありましたように、市町村の負担の一時的な増額となったものであります。

もし、仮に年度末まで入所施設について、満床のまま運営した場合には、令和9年度以降においても、引き続き多額のご負担を5市町村にお願いすることになり、これを回避することが何よりも重要だということで、これは苦渋の選択でございます。

また、介護保険制度は社会全体で支えるべき、というご提案もありました。正にこのとおりであります。つまり、社会全体で支える方法が、民間において担っていただいている、特に合理的、効率的な運営の中で支えるというのも選択肢の大きな1つと考えるところでありますし、また、手立てを尽くし検討すべきというご提案もありました。これにつきましても、令和4年の6月から何回も何回も様々な場を設け、検討委員会あるいは内部の調整、病院のスタッフにも入っていただき検討したこともありますが、これ以外の選択肢はないということは、これまでもこの議会でご提案、ご報告を申し上げてまいりました。これにつきましても苦情の選択であるということについて、ぜひご理解いただきたいと心が願うところでございます。

結びに、各市町村におきましては、間もなく市町村議会3月定例会が始まり、議員各位におかれましては、これからも忙しい日々が続くことと存じますが、どうぞご自愛いただき、圏域並びに市町村の振興発展のため、いっそうご尽力いただきますようご祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございます。

○議長（傳刀健君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

これにて、令和8年北アルプス広域連合議会2月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時53分

令和8年2月20日

議会議長 傳刀 健

8番 横澤 はま

9番 薄井 孝彦